

介護保険料「特別徴収」納付額を平準化します。

— 8月の仮徴収額が変更になります —

介護保険料の支払方法が特別徴収(年金天引き)の方は、年6回ある納期のうち、前半(4・6・8月分)を『仮徴収』、後半(10・12・2月分)を『本徴収』として納付していますが、収入の変動や介護保険料の改定があると、仮徴収と本徴収でバラツキが生じてしまいます。

こうした額のバラツキを是正するため、道志村では年間を通じてできるだけ均等な額となるように、8月の徴収額を変更し保険料額の増減の幅が緩和される処理を行います。

『仮徴収』・『本徴収』とは？

仮徴収
4月・6月・8月

保険料は、前年の所得などに応じて決まりますが、決定するまでの前半(4月、6月、8月)は、前年度の2月の天引き額をもとに計算した額を仮に納めていただきます。

本徴収
10月・12月・2月

前年の所得などに応じて年間の保険料が決定し、仮徴収で納めていただいた額を差し引いた残りの額を後半(10月、12月、2月)で納めていただきます。

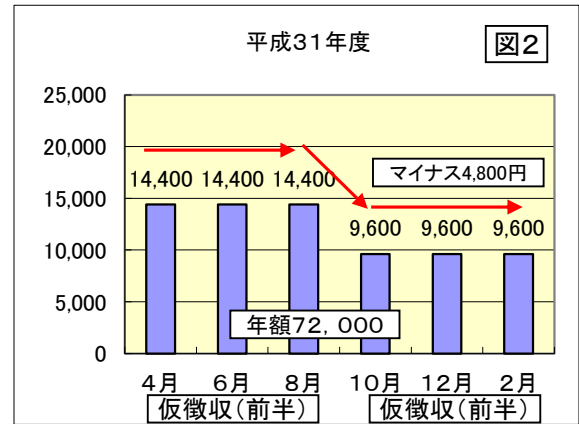
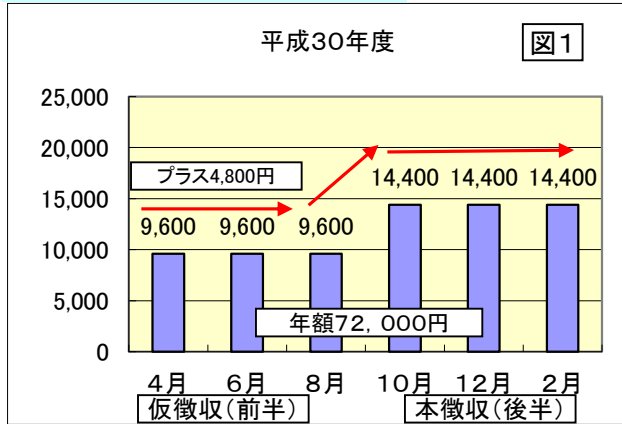
保険料の『平準化』とは？

これまで、保険料が特別徴収(年金天引き)される時に、年度の前半と後半で保険料の額に大きな差が出てきてしまうことがありました。これは、以前の介護保険法では、仮徴収額は前年度2月期と同額を天引きすることになっていたからです。しかし法の改正により仮徴収額の増額・減額の調整ができるようになりました。そこで、1年間を通じて保険料額ができるだけ均等になるように8月の徴収額を変更します。

保険料段階に変更がなければ、平成30年10月以降に天引きされる保険料額の差が緩和されます。これを「平準化」といいます。

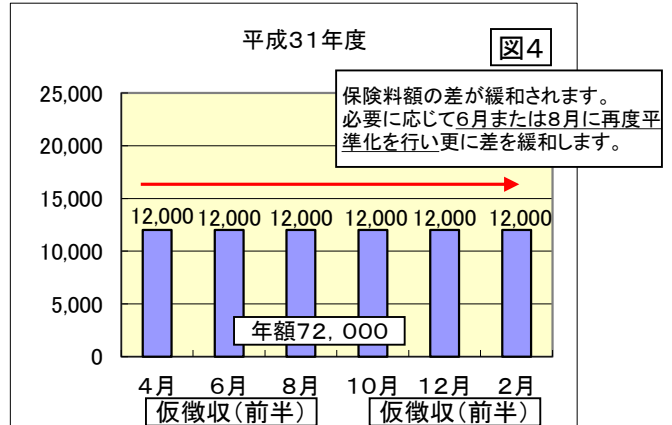
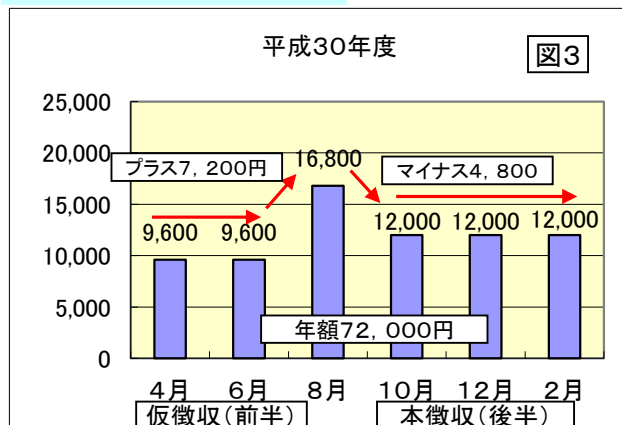
【参考例】保険料が第5段階の方(年額72,000円)の場合をイメージ

◎平準化しない場合(変更前)



これまでは、前半(仮徴収)と後半(本徴収)で介護保険料額のバラツキが続いていました。

◎平準化した場合(変更後)



8月の保険料額から調整することで増減の幅が緩和されます。必要に応じて、次年度に再度平準化を行い保険料の均等化を図ります。